

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の関係法令に基づき、以下の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格(取得・喪失等)の管理 ②保険料の賦課のため所得情報の管理 ③保険料の徴収のため賦課情報の管理 ④給付を行うため給付情報の管理 ⑤認定情報の管理 ⑥認定・受給の事務
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、世帯員情報ファイル、個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢支援課 介護保険係
②所属長の役職名	高齢支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部 高齢支援課 介護保険係 0968-25-7215

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	二人体制でチェックを行い、チェック後確認者が押印。決裁時にも再チェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	二人体制でチェックを行い、チェック後確認者が押印。決裁時にも再チェックを行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年2月18日	I 関連情報	3. 法的根拠 4.. ②法的根拠	法律、省令の条の変更		
令和4年3月10日	II. ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	<p><情報照会事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号, 別表第二の93, 94, 95の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第46, 47条</p> <p><情報提供事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号, 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 17, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 106, 117の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第1, 2, 3, 4, 6, 19, 25, 30, 32, 33, 43, 44, 47, 53条</p>	<p><情報照会事務></p> <p>1. 番号法 第19条第8号、別表第二の93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第46、47条</p> <p><情報提供事務></p> <p>1. 番号法 第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、6、16、26、27、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、117の項</p> <p>2. 別表第二省令 第1、2、3、4、6、19、22の2、24の2、25、30、31の2、32、33、43、44、44の2、47、59の2の3条</p>	事後	
令和4年3月10日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和4年2月18日時点	事後	
令和5年3月6日	II. ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	I 4. ②法令上の根拠	(略) <情報提供事務> 1. 番号法 第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、6、16、26、27、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、、87、90、93、94、95、117の項 2. 別表第二省令 第1、2、3、4、6、19、22の2、24の2、25、30、31の2、32、33、43、44、44の2、47、59の2の3条	(略) <情報提供事務> 1. 番号法 第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項 2. 別表第二省令 第1、2、3、4、6、7、10、19、22の2、24の2、25、30、31の2の2、32、33、43、44、44の4、46、47、54、59の2の3条	事後	
令和5年3月6日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年2月18日時点	令和5年1月20日時点	事後	
令和7年3月17日	I1. ②事務の概要	(追記)	⑥認定・受給の事務	事前	
令和7年3月17日	I2. 特定個人情報ファイル名	(追記)	、世帯員情報ファイル、個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	事前	
令和7年3月17日	I3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 100の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	<p><情報照会事務></p> <p>1. 番号法 第19条第8号、別表第二の93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第46、47条</p> <p><情報提供事務></p> <p>1. 番号法 第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項</p> <p>2. 別表第二省令 第1、2、3、4、6、7、10、19、22の2、24の2、25、30、31の2の2、32、33、43、44、44の4、46、47、54、59の2の3条</p>	<p>(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項</p> <p>(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項</p>	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV8. 人手を介在させる作業 IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	